



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 3 月 22 日 (水曜日) 号外 第 15 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (経・備・数・領課) 1
- 宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1
- 宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 2
- 宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行

頁

- 規則を廃止する規則…………… (国民健康保険課) 4
- 宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則…………… (こども政策課) 4
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 4

### 訓 令

- 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令…………… (市町村課) 5

### 公安委員会規則

- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

## 規 則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第11号

#### 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年宮崎県規則第69号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設立の認証の申請) 第 2 条 [略] 2 条例第 2 条第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。 3 条例第 2 条各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。 4 [略]	(設立の認証の申請) 第 2 条 [略] 2 条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。 3 条例第 2 条第 1 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。 4 [略] <u>(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による登記情報の利用)</u> 第 28 条 <u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により届出又は提出を行う場合において、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 (平成 11 年法律第 226 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の登記情報を利用することができるときは、法第 13 条第 2 項 (法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び第 25 条第 7 項並びに条例第 6 条各項及び第 7 条の登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>
第 28 条～第 30 条 [略]	第 29 条～第 31 条 [略]

別記様式第 3 号 (備考) 4 中「第 2 条各号」を「第 2 条第 1 項各号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 3 月 22 日

宮崎県規則第12号

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第2条 条例第3条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第 334号）によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（本人確認情報の利用及び提供の状況の公表）</p> <p>第3条 条例第5条の規定による本人確認情報の利用及び提供に関する状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る本人確認情報の利用及び提供を行った事務の区分並びに利用及び提供した本人確認情報の件数を取りまとめ、これをインターネットの利用により行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（本人確認情報の提供方法）</p> <p>第2条 条例第3条及び第5条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第 334号）によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（本人確認情報の提供及び利用の状況の公表）</p> <p>第3条 条例第7条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供及び利用を行った事務の区分並びに提供及び利用した都道府県知事保存本人確認情報の件数を取りまとめ、これをインターネットの利用により行うものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（指定医療機関）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の病院又は診療所等のうち規則で定めるものは、次に掲げる病院又は診療所等とする。</p> <p>（1） <u>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項（同条第3項の規定において準用する場合を含む。））、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u>に所在する公的医療機関（医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。<u>以下同じ。</u>）のうち市町村が開設し、及び運営するもの</p> <p>（2） <u>前号以外の公的医療機関</u></p> <p>（3） <u>前2号に掲げるもののほか、次に掲げる病院又は診療所等</u> ア・イ [略]</p> <p>（4） [略]</p>	<p style="text-align: center;">（指定医療機関）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の病院又は診療所等のうち規則で定めるものは、次に掲げる病院又は診療所等とする。</p> <p>（1） <u>県内に所在する公的医療機関（医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。）</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げるもののほか、次に掲げる病院又は診療所等</u> ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>宮崎県地域医療対策協議会（医療法第30条の23第1項の規定により設置されたものをいう。）においてキャリア形成プログラム対象医療機関として承認された県外の病院又は診療所</u></p> <p>（3） [略]</p>

(キャリア形成のための研修等)

第2条の2 条例第2条第7号のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものは、次に掲げる研修等とする。

- (1) [略]
- (2) 指定医療機関以外の医療機関での勤務

- (3) [略]
- (貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、医師修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 医師修学資金貸与者推薦調書(別記様式第3号)

- (3)・(4) [略]
- (保証人)

第6条 条例第5条第1項の保証人(以下「保証人」という。)は、独立の生計を営み、修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2・3 [略]  
(変更事項等の届出)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第6号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 大学を卒業後、臨床研修を開始し、中断し、若しくは再開し、又は臨床研修を受ける病院若しくは診療所を変更したとき。

- (3) [略]
- (必要勤務期間の短縮の要件等)

第18条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、第2条第1号に掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関(次項において「特定指定医療機関」という。)で業務に従事することとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める期間は、特定指定医療機関で業務に従事した期間に相当する期間とする。

第19条 [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

(表)

[略]

添付資料

- 1 [略]
- 2 医師修学資金貸与者推薦調書(別記様式第3号)

3・4 [略]

(裏)

[略]

(キャリア形成のための研修等)

第2条の2 条例第2条第8号のキャリア形成のために必要な研修等として規則で定めるものは、次に掲げる研修等とする。

- (1) [略]
- (2) 臨床研修及び専門研修の期間を除く期間における指定医療機関以外の医療機関での勤務

- (3) [略]
- (貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、医師修学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 医師修学資金貸与者推薦調書(別記様式第3号) 又はこれに代わる書類

- (3)・(4) [略]
- (保証人)

第6条 条例第5条第1項の保証人(以下「保証人」という。)は、独立の生計を営み、修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2・3 [略]  
(変更事項等の届出)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第6号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 県内における臨床研修を中断し、若しくは再開し、又は臨床研修を受ける病院若しくは診療所を変更したとき。

- (3) 県内における専門研修を中断し、若しくは再開し、又は専門研修を受ける病院若しくは診療所を変更したとき。

- (4) [略]

第18条 [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

(表)

[略]

添付資料

- 1 [略]
- 2 医師修学資金貸与者推薦調書(別記様式第3号) 又はこれに代わる書類

3・4 [略]

(裏)

[略]

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前から引き続き修学資金の貸与を受けている者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（令和5年宮崎県条例第10号）による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による修学資金の貸与を受けた者のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においてこの規則による改正後の規則第2条に規定する指定医療機関において業務に従事した者の業務に従事した期間は、改正前の条例第2条第2号に規定する指定医療機関において業務に従事した期間とみなす。

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県規則第14号

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成17年宮崎県規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県規則第15号

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成26年宮崎県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（外部搬入の要件）</p> <p>第9条 条例第25条第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（外部搬入の要件）</p> <p>第9条 条例第24条第3号の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野俊副

宮崎県規則第16号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p><u>（11） 一般旅券査証欄増補手数料</u></p> <p><u>（12）～（605）</u> [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p><u>（11）～（604）</u> [略]</p> <p>3～7 [略]</p>

第2条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(430) [略]</p> <p>(431)～(532) [略]</p> <p>(533)～(540) [略]</p> <p>(541)～(604) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(89) [略]</p> <p>(90)～(118) [略]</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 条例第2条ただし書の規定により知事が別に定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項又は宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請を行い、かつ、指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)にクレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項を通知した場合とする。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(430) [略]</p> <p><u>(431) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u></p> <p><u>(432) 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u></p> <p><u>(433)～(534) [略]</u></p> <p><u>(535) 建築物の容積率の特例認定申請手数料</u></p> <p><u>(536)～(543) [略]</u></p> <p><u>(544) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u></p> <p><u>(545)～(608) [略]</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(89) [略]</p> <p><u>(90) 特定自動運行許可申請手数料</u></p> <p><u>(91) 特定自動運行計画変更許可申請手数料</u></p> <p><u>(92)～(120) [略]</u></p> <p>5～7 [略]</p>

第3条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(607) [略]</p> <p>(608) 証明手数料</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(607) [略]</p> <p>(608) 証明手数料(証明手数料徴収規則(昭和32年宮崎県規則第26号)別表の6の項に規定するものを除く。)</p> <p>3～7 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和5年3月27日
- (2) 第3条の規定 令和5年10月1日

## 訓 令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成19年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 都道府県知事保存本人確認情報 法第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 住基ネットのセキュリティの確保に当たっては、次に掲げる事項について、特に留意しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本人確認情報を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及びき損から保護するための措置を講ずること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(情報資産の管理)</p> <p>第19条 情報資産管理責任者は、情報資産の管理に関し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(知事以外の執行機関の取扱い)</p> <p>第26条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）別表第2に規定する知事以外の執行機関が法第30条の15第2項の規定により、都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該都道府県知事保存本人確認情報を処理するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 都道府県知事保存本人確認情報 <u>法第30条の8</u>に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 住基ネットのセキュリティの確保に当たっては、次に掲げる事項について、特に留意しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本人確認情報を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及び<u>毀損</u>から保護するための措置を講ずること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(情報資産の管理)</p> <p>第19条 情報資産管理責任者は、情報資産の管理に関し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のため必要な措置を講ずること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(知事以外の執行機関の取扱い)</p> <p>第26条 宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号）<u>別表第3</u>に規定する知事以外の執行機関が法第30条の15第2項の規定により、都道府県知事保存本人確認情報のうち<u>法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの</u>の提供を受ける場合は、この訓令の例により当該都道府県知事保存本人確認情報を処理するものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**公安委員会規則**

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第3号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係） 特殊勤務手当認定要件表			別表（第3条関係） 特殊勤務手当認定要件表		
作業の種別	認定要件	備考	作業の種別	認定要件	備考
[略]			[略]		
第26号の作業 銃器犯罪捜査作業	[略]		第26号の作業 銃器犯罪捜査作業	[略]	

		第27号の作業 遠隔地水上 警戒作業	職員が、次に掲げる作業に従事した 場合 (1) 海上保安庁長官及び警察庁長 官が告示する離島を定める告示（ 平成24年警察庁・海上保安庁告示 第1号。(2)において「平成24年 離島告示」という。）18の項に掲 げる区域内に存する離島の基線（ 領海及び接続水域に関する法律（ 昭和52年法律第30号）に定める基 線をいう。(2)において同じ。） に基づき設定された領海内におい て、我が国の主権を侵害すること を意図する外国政府が所有し、又 は運航する船舶（(2)において「 外国公船」という。）の間近に接 近して進路規制、警告等を行う海 上保安庁の巡視船に乗り組んで行 う警戒等の作業（(2)に定める作 業を除く。） (2) 平成24年離島告示18の項に掲 げる区域内に存する離島の基線に 基づき設定された領海又は接続水 域内において、我が国の主権を侵 害することを意図する外国公船が 日本船舶に対して逮捕等を行うこ とを防止するため、当該公船等の 間近に接近して進路規制、警告等 を行う海上保安庁の巡視船に乗り 組んで行う警戒等の作業	
--	--	--------------------------	--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

